

弘前市営住宅使用希望者登録のしおり

～市営住宅とは～

住宅に困窮されている方々に低廉な使用料（家賃）で住宅を賃貸することを目的として、国と市の負担で建設した公共の住宅です。

つまり、市民の貴重な税金で建てられた住宅ですから、一般の借家やアパートとは異なった法規（公営住宅法・弘前市営住宅条例）の適用を受けます。

弘前市営住宅指定管理者 市営住宅サービスセンター

☎ 0 1 7 2 - 4 0 - 7 0 1 3

1. 弘前市営住宅使用希望者登録

(1) 申込受付

申込受付は随時です。（市役所 前川新館4階 弘前市営住宅指定管理者 市営住宅サービスセンター）

(2) 申込資格（原則として、下記の条件をすべて満たしていること。）

ア. 同居親族または同居しようとする親族があること。（婚約中等も含む。）

イ. 住宅に困窮していることが明らかであること（持家のないこと等。）

ウ. 政令で定められている基準の収入内であること。（別表参照）

エ. 市県民税の滞納がないこと。

オ. 申込者および同居人が暴力団員でないこと。

(3) 申込審査

申し込みをした方について、弘前市営住宅条例及び同施行規則等に規定する資格審査を行い、不適格者にはその旨を通知します。

なお、不適格者と通知された方は、通知を受けた日から30日以内に意見を申し立てることができます。

(4) 弘前市営住宅使用希望者登録

適格者の登録にあたっては、住宅困窮度実態調査による住宅困窮度及び受付順による登録順位によって希望団地（2団地まで）に登録されます。

なお、登録決定者にはその旨通知しますが、登録の有効期間は登録された日から1年間です。

(5) 住宅の斡旋（あっせん）

登録された団地に空家が生じた場合は、登録順位に従い、登録者の入居意思を確認し、入居を希望する方には入居の手続きをしていただきます。

なお、その時点において、入居意思のない方や住所等が変わって連絡できない方の登録は、抹消されます。

(6) その他

ア. 住宅へ入居を許可しようとする方については、資格審査等の再審査を行います。

イ. 新しく建設された住宅の入居募集があったときは、この登録に関係なく応募することができます。

2. 収入基準

※ 市営住宅の目的から、入居できる方の収入基準は、
月額158,000円（裁量階層214,000円）以下と法律で定められています。

- ◎ 月額158,000円以下とは・・・
過去1年間の総収入から所得控除し更に扶養親族1人につき380,000円を
控除し12カ月で除した額のこと。

別表 【給与所得者1人の場合】 《年間総収入金額》

収入基準	家族の規模				
	単身	2人	3人	4人	5人
一般階級 158,000円以下	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下
裁量階級 214,000円以下	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下

- 裁量階層とは、家族全員60歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛護手帳を所持している方がいる世帯（手帳の等級により該当しない場合あり）18歳未満がいる世帯（令和6年4月1日時点で、平成18年4月2日以降に生まれた方が該当します）のうち、いずれか1つでも該当する世帯
- この表は、老人扶養控除・16歳以上23歳未満の扶養親族控除・寡婦控除・ひとり親控除・障がい者控除の対象者がいない世帯の場合です。
- 申請者及び同居親族に収入がある方が2人以上いる場合には、この表は参考になりません。
- 年間総収入金額とは、賞与・税金等のすべてを含む税込年間総収入金額です。
ただし、通勤手当は除きます。
- 次のような収入は、収入基準の計算の対象にはなりません。
生活保護の生活扶助・雇用保険・労災保険・仕送り・遺族年金・障がい年金等

3. 単身世帯の資格

単身世帯で申請できる方は、1の(2)のイ、ウ、エの条件に該当するほか次の

(1)～(8)のいずれかに該当することが必要です。

単身世帯で申請の場合、日常生活について常時の介護が受けられ、1人で生活できると認められる方も入居できます。また、家族を不自然に分割しての申請は認めません。

(1) 60歳以上の方

(2) 障がい者

身体障がい者(1～4級)、精神障がい者(1～3級)、知的障がい者(精神障がい者と同程度)の方

(3) 戦傷病者 恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障がいのある方

(4) 原子爆弾被爆者

(5) 生活保護を受けている方

(6) 引揚者 海外から引き揚げて5年未満の方

(7) 保護終了時又は保護命令が効力を生じた日から5年を経過しない配偶者間暴力の被害者

(8) 犯罪被害者等

4. その他

(1) 虚偽の申請 申請内容を偽って申請した場合は、登録または入居の許可は取り消されます。

(2) 二重申請 同一家族で二重に申請した場合のほか、婚約者は申請者と同一家族とみなしますので、それぞれが申請した場合は二重申請となり、いずれも無効とします。

(3) 連帯保証人 入居が決定された方は、連帯保証人が必要です。

連帯保証人の条件：独立の生計を営み、かつ、申請者と同程度以上の収入を有する方であること。

※連帯保証人を確保できない方は、免除規定もございますので、ご不明の際はご相談ください。

(免除を受けるためには家賃債務保証制度の申し込みが必要です。)

(4) 敷金 入居が決定された方は、使用料(家賃)の3カ月分を入居日までに納入していただきます。

(5) 市営住宅では、犬・猫・鳥等のペット類は飼育できません。

(6) 風呂・電気器具等の設備は自己負担になりますが、一部団地では設置しています。

(7) 一部団地では入居者専用有料駐車場を設置しています。(1区画月額2,090円)

(8) 使用料(家賃)とは別に共益費等の費用負担があります。